

# 延長保育に関する徴収金規定

平成28年4月改正

平成27年度より、岩崎保育園の開園時間は7時00分～19時00分までとなり、延長保育は①7時00分～7時30分、②18時30分～19時00分となります。時間設定の変更に伴い、下記の料金表を適用しますので、ご確認の上 お申込み下さい。

標準時間認定の方で8時00分～17時00分以外の保育を希望する場合、短時間認定の方で8時30分～16時30分以外の保育を希望する場合は、調査書の提出をお願いします。延長保育の希望調査書を提出して頂く事で、職員のバランスの良い配置が可能となりますので、ご協力、よろしくお願い致します。

## 《A》 標準時間認定・短時間認定

7時00分から7時30分までの延長保育を利用する場合 【無料】

## 《B》 標準時間認定

7時30分から8時00分までの保育を利用する場合 【無料】

## 《C》 標準時間認定

17時00分～18時00分までの保育を利用する場合 【無料】

## 《D》 標準時間認定・短時間認定・1号認定

18時00分～18時30分までの保育を利用する場合 【おやつ代・月1,000円】  
※突発的に利用した場合【おやつ代・1回100円】  
◆基本的に、おやつ提供時間は18時となります。(状況によって若干のずれがあります)

## 《E》 標準時間認定・短時間認定・1号認定

18時30分～19時00分までの延長保育を利用する場合 【《D》+延長代(500円)=月1,500円】  
※突発的に利用した場合【《D》+延長代(100円)=1回 200円】  
【《D》を契約している場合は、延長代・1回 100円】

## 《F》 標準時間認定・短時間認定・1号認定

緊急保育 6時45分～7時00分・19時00分～19時15分 【1回250円】

## 《G》 短時間認定

短時間認定の時間外保育 ①7時30分～8時30分 ②16時30分～18時00分  
【①②共に、各 月1,500円】  
※突発的に利用した場合は、1回 200円

## 《H》 1号認定

1号認定の時間外保育 ①7時00分～8時45分 ②15時30分～18時00分  
【①②共に、各 月1,500円】  
※突発的に利用した場合は、1回 200円

※基本的に月契約となります。18時00分以降の保育を契約した場合、おやつを用意と職員の確保をしておりますので、利用の有無に関わらず代金は徴収させていただきます。

突発的な利用の場合、十分なおやつが用意できない場合もありますが、ご承知下さい。

※申し込み時間より遅くなる場合は、必ず連絡を下さい。

※基本的な時間の考え方…18時00分以降、有料 ⇒ 17時59分59秒まで無料